

平成28年（2016年）第3回市議会定例会本会議（10月14日）

吉田市長の不透明な市政運営に関する調査特別委員会最終報告

吉田市長の不透明な市政運営に関する調査特別委員会の最終報告を致します。

本委員会は、日本丸の久里浜港招致問題、よこすかポートマーケットにおけるBBQパークの設置に関する問題、一般職の任期付職員（一般事務職）の任用及び任期後の採用問題の調査を行うため、平成27年9月16日の本会議において設置されました。

本委員会には、地方自治法第98条第1項の検査権及び同法第100条第1項の調査権が委任されており、付議事件について真相究明のための調査を行いました。

付議事件のうち、「日本丸招致問題」及び「職員採用問題」については、すでに中間報告を行っておりますので、この報告では割愛させていただきます。

ここではまず、3番目の付議事件である「BBQ パーク設置問題」について、調査を終了しましたので結果を報告します。

最初に、「BBQ パーク設置問題」の概要と調査実施に至った経緯について申し上げます。

横須賀市の100%出資団体である「シティーサポートよこすか」、以後「CSY」と略して申し上げます、CSYは、夏季限定として、市有地であるポートマーケットの敷地内において平成27年6月12日にBBQパークの営業を開始しました。

BBQパークでは、コンテナハウスを利用した営業を行っていましたが、平成27年6月15日に違反の疑いがあるとの通報があり、都市部の職員が現場を確認したところ、建築基準法上の建築確認が必要な建築物であることが確認されました。

同日、CSYに対しBBQパークの建築主の確認を行ったところ、ひまわりの花株式会社であるとのことであり、以後、双方に対して建

築確認申請の指導を行ってきましたが、是正の処置がなされないことから、都市部は平成 27 年 7 月 14 日に CSY へ是正指示書を発行しました。その後はコンテナハウスの使用を取り止めて営業を行っていません。

このことは、市側が認識していたのにもかかわらず、市有地において建築基準法に違反した形で約 1 カ月にわたり営業が行われていたこととなります。

これらの経緯について、市長がどのようにかかわったのか、議会として真相の究明を行うため、本調査特別委員会において、「ポートマーケットにおける BBQ パークの設置に関する問題」について調査を行うこととなりました。

委員会は、5 月 30 日から 10 月 4 日までの間、合計 8 回開催し、関係理事者の説明に対する質疑、CSY 施設部長等関係者 7 名を参考人招致、並びに吉田雄人氏、CSY 前代表理事及び事業者等 21 名を証人喚問し、尋問等を行いました。

以下その要点について報告します。

まず、調査事項の問題点と委員会の判断について申し上げます。

最初に、本件への市長関与の疑惑ですが、関係者の証言によりまずと、

①当該事業者と吉田市長はかねてから懇意の間柄であり、事業者は平成27年5月末頃にポートマーケット地区におけるBBQパークの実施を市長に伝えている。つまり、事業者から見れば、この時点で、市長のお墨付きを得たとの認識を得たものと推察されること。②平成27年6月24日、都市部における建築確認の申請指導時に、事業者から、市長の関与を疑わせる発言があった。事業者発言の背景には、本件への市長の関与が濃厚に疑われること。③平成28年8月2日の証人喚問において、市長は本件是正事務への関与を否定する旨の証言をしているが、平成27年7月9日に市長自ら都市部へ、建築基準法違反の対応と進捗状況を確認しており、市長が本件事案に関する情報をことさらに収集する動機に疑問があること。④平成27年7月12日、本件の是正指導中にもかかわらず、市長はBBQパークへ赴き飲食を行っている。市長のBBQパークにおける飲食は、支

援者と市長の関係を如実に示すものであり、本件への市長の関与を自ら物語っていること。

よって、以上のことから、BBQパーク事業は、実態として市長が懇意にしている事業者によって営まれ、市長が違反事案の是正に何らかの理由で関心を寄せている特殊案件として、庁内で認識されていたと考えることが妥当で、BBQ事業者の選定に市長の関与が疑われるものと判断しました。

次に、本件は建築基準法の手続きを怠って、BBQパークの営業が行われたわけで、その問題点について申し上げます。

ポートマーケット敷地内において、本件BBQパークのように一定期間を定めて営業する仮設建築物については、許可をとることにより、建築基準法の一部規定の除外を行うことができます。しかるに、その申請を怠り、改めて仮設建築物の許可を得るために、約1カ月半の期間を要しております。この許可申請遅延の背景には、港湾施設使用条例で禁止されるポートマーケット敷地の「転貸（又貸し）」及び「BBQパークの事業主体は事業者かCSYか」という連

結した問題があり、さらにその問題はBBQパークの事業契約にも遡及することから、問題解決のために長期間を要したと解することができます。つまり、特定行政庁として、事後的に行政指導はなされたものの、結果的に約1カ月半にわたり違法状態が継続したわけで、そこには港湾施設使用条例を所管する港湾部の消極的な事務履行とCSYの転貸（又貸し）問題に対する認識の欠如が認められると判断しました。

そのような中、条例違反を回避するために、BBQ事業の契約に事実を隠ぺいする行為があったことを確認しました。経営委任契約の締結日付について、当初説明では平成27年6月5日であるとされましたが、調査の結果、8月下旬に締結されたことが判明しました。CSYの説明によると、本件契約は事業開始時点では他の契約形態であったものを、転貸（又貸し）問題を回避するために契約形態を変更したとのことです。つまり、BBQパーク事業に係る経営委任契約は、港湾施設使用条例に適合すべく、事後的に作成された契約であり、契約の日付が実態と異なり、契約内容も6月時点と8月下旬時点では異なるものです。よって、本件経営委任契約の締結過程

には、事実の隠ぺい行為が認められると判断しました。

さらに、当事者の会計処理は、実態と経営委任契約の内容が異なることから、そこには不明朗さがうかがえます。

なお、契約締結時期である平成 27 年 8 月下旬は、第 3 回定例会の一般質問において、BBQ パーク設置問題が取り上げられることから、市長等は答弁調整として対策を講じていた時期であり、それによって市役所側が契約の締結に関与した疑いも否定できないものと判断しました。

次に、BBQ パークの施設としてコンテナハウスが使用された点について、申し上げます。平成 27 年 6 月 15 日に建築基準法違反が発覚した後、平成 27 年 7 月 14 日に都市部から是正指示書が出されるまで、1 カ月にわたり BBQ パークの施設としてこのコンテナハウスは使用されました。本来であれば、違反指摘後、速やかに使用中止または撤去すべきではありますが、CSY はもともと当事者意識が希薄なため自らの是正措置に遅れが生じたこと、事業者は違法性の指摘に懐疑的であり、市役所の指示待ちであったことにより、是正措置が遅れたものと判断します。また、結果的には特定行政庁と

しての事後事務処理は履行されたものの、1カ月間違法状態が継続したこととなります。

次に、本委員会への不誠実な対応から垣間見える、隠ぺい体質について申し上げます。

本事件の調査は、理事者及びCSYの提出資料が不十分であり、その不誠実な対応により困難を極めました。幸いなことに、調査の終盤に匿名の内部通報情報が提供され、それと証言等を照らし合わせることで、事実と異なる説明、事件解明に必要な情報の隠匿を確認することができました。

次に、BBQパーク事件の総括を述べます。

まず、市長の本事件への不透明な関与について総括します。

本事件の経過を概観すると、ポートマーケット敷地内におけるBBQパークの営業に際して、違法建築行為が発覚し、その後、違反

行為については是正のための行政指導がなされ、通算約4カ月半にわたるBBQ営業を行ったというものです。そこには前述のごとく、本事件に係る市長の関与が疑われます。もとより、ポートマーケットの活性化のためにBBQパークの営業を企画すること自体を否定するものではありません。しかし、公人としての市長が、ポートマーケットの活性化を推進する立場と、私人として市長の支援者の事業開始に間接的な支援を与えたことには、公人・私人として大きな違いがあり、そこには公私を混同した姿勢がうかがわれます。また、このことは、違反発覚後の市役所職員の是正指導業務にも、直接的・間接的に悪影響を与え、いたずらに違反是正に長期間を要し、当委員会に対する正しい情報提供にも悪影響を及ぼしたものと推察できます。

よって、ここに総括すべきは、公人たるトップの公私混同の政治姿勢であり、そのことが、市長の不透明な関与につながったものと判断できます。

次に、法に基づく適正な行政執行について申し上げます。

本事件の是正措置が遅れた背景には、前述のごとく、港湾施設使用条例に基づく転貸（又貸し）問題がありました。本来であれば、同条例の責任部署として、港湾部が当初から適切な指導を行うべきであり、違反現認の場合は条例に基づき使用許可取り消しを含めた毅然とした処置をとるべきでした。しかるに、実態は港湾部の本件への関与は消極的であり、結果的に、事実を隠ぺいするための経営委任契約締結など、転貸（又貸し）問題を回避するための偽装工作につながり、是正事務を遅らせることとなりました。また、仮設建築物の許可及び建築基準法に違反するコンテナハウスの使用についても、違反現認からその是正措置まで長期間を要しており、特定行政庁として適切に事務処理を履行したとは言い難いところです。市行政として、法に基づく適正な行政執行は、いうまでもなく当然のことですが、本件を要するに、市行政執行に怠慢があったと言わざるを得ません。

次に、組織的隠ぺいについて申し上げます。

すでに述べたとおり、港湾施設使用条例違反を回避するために、

意図的に経営委任契約の締結日を操作したことをはじめ、BBQパークの経営実態とかい離した業務体裁を取り繕うなどの欺瞞工作が行われています。また、そのことと、本件への市長の関与が相俟って、市議会、即ち市民への隠ぺい工作へとつながったものと推察します。特に、本100条委員会に対する情報の隠匿等は、地方自治における本委員会の役割・権限を軽視するもので、極めて悪質と言わざるを得ません。一方、調査の終盤に、匿名の内部通報を得て、事件説明が進展しました。これらの内部通報者は、BBQパーク設置問題で露見した横須賀市の現状を憂い、心ある行動を示してくれたものと受けとめることができます。以上、本件の総括として、組織的隠蔽について述べましたが、本事件を通じて、市行政の深刻な状況が垣間見えます。「市民が主役」のためには、市民へ正しい情報が開示されることが前提です。そのことが市政の透明化へつながり、そしてその事が市民の信頼回復に応える道であると考えます。

次に虚偽証言の認定及び告発について申し上げます。

吉田雄人証人(市長)は、平成28年8月2日の証人喚問において、

平成 27 年 6 月 23 日から同年 8 月末までの間に関係部に対し、BBQ 問題について問い合わせや指示などを行っているかという尋問に対し、「ご質問に対しては、特にありませんという答えです。」と証言しています。しかしながら、当時の都市部長の証言及び匿名情報によると、7 月 9 日に、市長は都市部へ BBQ パークの手続き状況について問い合わせを行っており、吉田証人の証言と事実は異なっています。

本件に市長が関心を示していたことは明白であり、その経過の記憶は容易には失われまいと考え、問い合わせや指示はしていないという吉田雄人証人の証言は、虚偽であるとの意見が大勢を占めました。証言が尋問とかみ合っておらず勘違いとの印象を受ける、同日の証言において、「しっかりと指導するようにという話くらいはしたと思います。」との証言もあることから虚偽とは認定できないとの意見もあり、採決の結果、賛成多数で、吉田雄人証人の証言を虚偽と認め、告発すべきものと決定しました。

次に、石渡戸秋司証人（当時の CSY 代表理事）は、平成 28 年 7 月 19 日の証人喚問において、CSY とひまわりの花（株）で締結し

た経営委任契約の締結日についての尋問に対し「正式には6月5日です。」と証言しています。

しかしながら、平成28年8月31日の証人喚問において、菱沼証人（当時のCSY業務統括部長）は、経営委任契約締結日についての尋問に対し「事務が終了したのは8月下旬です。」「両方で署名押印して経営委任契約書という形を整えたのは8月の下旬です。」と証言しており、石渡戸証人の証言と事実は食いちがっています。

契約締結時期をさかのぼる行為を失念するとは考えられないことから、8月下旬に締結された契約について、6月5日に締結したとする証言は虚偽であるとの意見が大勢を占めました。一方では、民間同士では、このような契約もあり得ることで両者が同意した上での契約であって虚偽とは言えない、証言が不十分とは思いますが、正式には6月5日とする証言は100%虚偽とは言えないとの意見もあり、採決の結果、賛成多数で、石渡戸秋司証人の証言は虚偽と認め、告発すべきものと決定しました。

次に、重藤勇証人（CSY総務・財政課主査）は、平成28年7月19日の証人喚問において、平成27年8月18日の田辺議員との面談

内容に関して、記録やメモを残したかどうかの尋問に対し「上司に報告するための簡単なメモ書きは残しておりました。今はもちろんございませんが。」と証言しています。しかしながら、匿名資料によると同日の面談内容を記載した処理要領の存在が確認されており、証言と事実は食いちがっています。

処理要領としての記録が存在し、即座に破棄されることは考え難く、また議員対応の記録の存在を失念することも考えにくいことから、残っていないとする証言は虚偽であるとの意見が大勢を占めました。何かを隠そうとするための証言とは思えない、証言が不十分とは思いますが、100%虚偽とは言えないとの意見もあり、採決の結果、賛成多数で重藤勇証人の証言は虚偽と認め、告発すべきものと決定しました。

また、重藤勇証人は、同じく7月19日の証人喚問において、平成27年6月15日から7月末までの間に港湾部と打ち合わせを行っているかとの尋問に対し「6月15日からは特に打ち合わせというのはいってありません。」と証言しています。しかしながら、匿名資料及び8月31日の菱沼証人の証言で、7月1日の重藤証人と港湾部総

務課長の面談が確認されており、重藤証人の証言と事実は食い違っています。

打合せ内容が条例違反の可能性のある重要案件であり、証人自らが港湾部を訪れたことを、失念するとは考え難いことから、打ち合わせを行っていないとする証言は虚偽であるとの意見が大勢を占めました。何かを隠そうとするための証言とは思えない、証言が不十分とは思いますが、100%虚偽とは言えないとの意見もあり、採決の結果、賛成多数で重藤勇証人の証言は虚偽と認め、同じく告発すべきものと決定しました。

さらに、9月13日の委員会において、日本丸招致問題に係る、告発の有無についても協議しました。日本丸招致問題調査の結論では、吉田市長を告発対象とするものの、告発の実施については、今後の調査過程を総合的に考慮し、適切に対応するとして、告発実施の判断を猶予していました。9月13日の委員会における協議の結果、吉田雄人証人を、日本丸招致問題における証人喚問で虚偽の陳述を行ったとして、地方自治法第100条第9項の規定に基づき、告発すべきものと決定しました。

おわりに一言申し上げます。本100条委員会は、これまで約1年間にわたり付議事件の調査を行ってきました。付議事件は、3件の異なる問題で構成されました。その内容はそれぞれ独立したもので、それぞれに複雑多岐にわたる問題をはらんでいましたが、委員会審査のつど、中心テーマである「吉田市長の不透明な市政運営」を確認しつつ調査に当りました。また、関係者の証人喚問等においては、いわゆる捜査権限を付与されていないことによる情報の不足から、この委員会の限界を実感したことも事実です。

もとより、この100条委員会は、地方自治法第100条に定められた議会の調査権を行使するもので、執行機関（市長等）と意思決定機関（議会）との相互牽制により、地方公共団体の事務処理の適正化を図るものです。各付議事件の問題点については、それぞれ詳しく述べましたが、一連の事件は、公明性・公正性を欠き、市民の信頼を大きく損ねるものであります。市長はじめ執行部におかれては、このことを自覚して、問題点の指摘を真摯に受け止め、市政への信頼回復に努められることを願うものです。

本委員会の調査にご協力を頂いた関係各位に感謝を申し上げ、最終

報告とします。